

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

木々の枝が繁茂する季節となり、沿道の樹木の枝が歩道・車道へと張り出している箇所が見られます。張り出した枝等により事故が生じた場合には、樹木所有者の責任となります。

道路上空への枝のはみ出しや立ち枯れ木・折れ枝の道路への倒木、竹林等の繁茂による道路への張り出しなどが見られる土地の所有者の皆さんは、個人の管理・責任のもと、枝払い・伐採等の処置をとられますようお願いいたします。

問 本庁 土木建設課管理G ☎52-1111 内線227 FAX 53-5415 (市道)
茨城県常陸大宮土木事務所道路管理課 ☎52-3152 (国・県道)

危険なブロック塀等の撤去費用を補助します

市では、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

○補助の対象となるブロック塀等(危険ブロック塀等)

倒壊の危険があり、倒壊によって通学路および緊急輸送道路を通行する者に危険を及ぼす恐れがあると市長が認める組積造、または補強コンクリートブロック造の塀。

○補助金の交付の対象となる事業

以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、市内に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業が対象となります。

- ・常陸大宮市内に建っていること
- ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
- ・販売を目的とする土地に建っているものでないこと
- ・建築基準法第9条第1項または7項の規定による撤去や使用禁止などの命令の対象となっていないこと
- ・既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀と同じ敷地内のものでないこと

○補助の対象者

危険ブロック塀等の所有者または共有者

○補助金の交付額

次のア～ウの金額のうち、最も低い額

ア 補助対象経費(補助事業に要する額)の3分の2

イ 撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m×3分の2

ウ 100,000円(上限額)

○事前相談

補助金の交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。現地調査を行い、補助の対象となるブロック塀等に該当するか判定します。

○申込方法

事前相談で危険ブロック塀等に該当すると判定を受けた方は、所定の申請書に必要書類を添えて、本庁都市計画課に提出してください。

○申込期限

令和4年9月30日(金)まで

問 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線255